

議案第 1 1 号

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

令和2年度税制改正に伴う保険料の賦課額の算定の改正及び大阪府国民健康保険運営方針を踏まえた保険料の賦課割合の改正を行うとともに、保険料の急激な増加を抑制するための特例及び未就学児に係る保険料の減免の特例の追加並びに保険料の納期前の納付に係る報奨金の規定の廃止その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険条例(昭和 35 年羽曳野市条例第 172 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

第 15 条第 1 項第 1 号中「100 分の 45.5」を「100 分の 45.8」に改め、同項第 2 号中「100 分の 33.5」を「100 分の 33.4」に改め、同項第 3 号ア中「100 分の 21.0」を「100 分の 20.8」に改める。

第 15 条の 6 の 5 第 1 項第 1 号中「100 分の 45.7」を「100 分の 46.1」に改め、同項第 2 号中「100 分の 33.4」を「100 分の 33.2」に改め、同項第 3 号ア中「100 分の 20.9」を「100 分の 20.7」に改める。

第 17 条に次の 1 項を加える。

5 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、第 1 項の規定にかかわらず、保険料を納期前に納付することができる。

第 22 条の 2 を削る。

附則第 9 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次条及び附則第 11 条において同じ。)」に改める。

附則に次の 3 条を加える。

(基礎賦課総額の算定における大阪府からの交付金の額の特例)

第 12 条 令和 3 年度から令和 5 年度までの間、第 11 条の 3 第 2 号ウ(ウ)に掲げる額及び同号エに定める額から除かれる算定政令第 6 条第 6 項第 3 号に掲げる額のうち、保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保を目的として大阪府国民健康保険保険給付費等交付金条例(平成 29 年大阪府条例第 99 号)第 3 条第 2 号の規定により交付される額を除く。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の特例)

第 13 条 令和 3 年度から令和 5 年度までの間、一般被保険者に係る基礎賦課額に関する第 11 条の 3 の規定の適用は、同条及び前条の規定により算出した基礎賦課総額から市長が定める額を減じた額とする。

(未就学児の被保険者に係る保険料の減免の特例)

第 14 条 令和 3 年度において、市長は、第 26 条第 1 項各号に掲げる者のほか、6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある被保険者の属する世帯の納付義務者に対し、保険料を減免することができる。この場合において、同条第 2 項及び第 3 項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 9 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 13 条、第 15 条の 6 の 5、第 17 条及び附則第 12 条から第 14 条までの規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正)

3 羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金条例(平成 7 年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「事業における保険給付費の増加その他緊急やむを得ない財政需要に充てる」を「事業の健全な財政運営に資する」に改める。

第 6 条を次のように改める。

(基金の使途)

第 6 条 基金は、国民健康保険事業費納付金(羽曳野市国民健康保険条例(昭和 35 年羽曳野市条例第 172 号)第 11 条の 3 第 1 号イに規定する国民健康保険事業費納付金をいう。)の納付に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部をその財源に充てることができる。

新	旧
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第 13 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、<u>第 35 条の 3 第 1 項</u>又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第 13 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和</p>

に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 19 条第 1 項第 1 号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。第 19 条において「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第 15 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 省略

第 14 条 省略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第 15 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 基礎賦課総額の 100 分の 45.8 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 2 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 32 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の 100 分の 33.4 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の 100 分の 20.8 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇

37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 19 条第 1 項第 1 号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。第 19 条において「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第 15 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 省略

第 14 条 省略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第 15 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 基礎賦課総額の 100 分の 45.5 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 2 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 32 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の 100 分の 33.5 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の 100 分の 21.0 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇

年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 省略

2・3 省略

第15条の2～第15条の6の4 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100分の46.1 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100分の33.2 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 世帯平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定

年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 省略

2・3 省略

第15条の2～第15条の6の4 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100分の45.7 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100分の33.4 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 世帯平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定

<p>めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の <u>100 分の 20.7</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>第 15 条の 6 の 6～第 16 条 省略 (普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第 17 条 1～4 省略</p> <p><u>5 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、第 1 項の規定にかかわらず、保険料を納期前に納付することができる。</u></p> <p>第 18 条～第 22 条 省略</p> <p>第 23 条～第 32 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 8 条 省略 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第 9 条 給与等(所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のた</p>	<p>めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の <u>100 分の 20.9</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>第 15 条の 6 の 6～第 16 条 省略 (普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第 17 条 1～4 省略</p> <p>第 18 条～第 22 条 省略 (保険料の納期前の納付)</p> <p><u>第 22 条の 2 保険料の納付義務者は、第 17 条の規定にかかわらず、保険料を納期前に納付することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により、保険料を納期前に納付したもののうち、第 1 期の納期において当該納期分の保険料と併せて第 2 期から第 10 期までの保険料を一括して納付ときは、報奨金を交付することができる。</u></p> <p><u>3 前項の報奨金の額は、納期前に納付した各期別の保険料の額の 100 分の 0.35 にそれぞれの納期前に係る月数を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該納付者に未納に係る保険料がある場合にはこの限りでない。</u></p> <p>第 23 条～第 32 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 8 条 省略 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第 9 条 給与等(所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のた</p>
--	---

め労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次条及び附則第11条において同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。))は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2・3 省略

第10条・第11条 省略

(基礎賦課総額の算定における大阪府からの交付金の額の特例)

第12条 令和3年度から令和5年度までの間、

第11条の3第2号ウ(ウ)に掲げる額及び同号エに定める額から除かれる算定政令第6条第6項第3号に掲げる額のうち、保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保を目的として大阪府国民健康保険給付費等交付金条例(平成29年大阪府条例第99号)第3条第2号の規定により交付される額を除く。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の特例)

第13条 令和3年度から令和5年度までの間、

一般被保険者に係る基礎賦課額に関する第11条の3の規定の適用は、同条及び前条の規定により算出した基礎賦課総額から市長が定める額を減じた額とする。

(未就学児の被保険者に係る保険料の減免の特例)

第14条 令和3年度において、市長は、第26

条第1項各号に掲げる者のほか、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者の属する世帯の納付義務者に対し、保険料を減免することができる。この場合において、同条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

め労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。))は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2・3 省略

第10条・第11条 省略

羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>羽曳野市国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため、羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。</u></p> <p>第 2 条～第 5 条 省略</p> <p><u>(基金の用途)</u></p> <p>第 6 条 <u>基金は、国民健康保険事業費納付金(羽曳野市国民健康保険条例(昭和 35 年羽曳野市条例第 172 号)第 11 条の 3 第 1 号イに規定する国民健康保険事業費納付金をいう。)の納付に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部をその財源に充てること</u><u>ができる。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>羽曳野市国民健康保険事業における保険給付費の増加その他緊急やむを得ない財政需要に充てるため、羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。</u></p> <p>第 2 条～第 5 条 省略</p> <p><u>(基金の用途)</u></p> <p>第 6 条 <u>基金は、第 1 条に定める事業を行う場合に限り、その全部又は一部をその財源に充てること</u><u>ができる。</u></p> <p>以下省略</p>